

【ワイオミング州】

1. 運転免許証の取得が必要とされる場合

日本において取得した国際運転免許証および日本の普通運転免許証で120日まで普通乗用車を運転することができます。

ただし、同許可期限に係らず、E2、H1、F1などのビザやグリーンカードを所持して長期滞在・永住する場合は、ワイオミング州の運転免許証の取得が必要です。

2. ワイオミング州運転免許証の取得に必要な書類

- (1) 有効なパスポート
- (2) 合法的滞在を証明する文書（有効なグリーンカードまたはビザ）
- (3) ソーシャル・セキュリティ・カードあるいは同番号が記載されている文書（W-2 や政府発行の氏名とソーシャル・セキュリティ番号が記載された書類など）
- (4) 現住所を証する文書 2通（賃貸契約書、銀行口座明細書、公共料金支払い請求書など）

※上述の書類は原則原本が必要であり、原本照合済みの写し（certified/notarized copy）も含めコピーで用意する場合、そのコピーが受け付けられるか否かは免許試験会場の担当官の判断となりますので、ご注意ください。

必要書類などについて、不明な点があれば、電子メールにて問い合わせることができます。

<http://www.dot.state.wy.us/ContactWYDOT/?id=98>

その他手続きの詳細などにつきましては、以下のサイトを参照ください。

http://www.dot.state.wy.us/home/driver_license_records/new_licenses.default.html

3. 連絡先

[Wyoming Department of Transportation](#)